

スーダン住民投票監視国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

スーダンに関しては、1983年以降、スーダン北部を拠点にイスラーム法を導入し、アラブ民族主義に基づく国家建設を目指すスーダン政府とキリスト教徒主体の南部を基盤としたスーダン人民解放運動・軍（SPLM/A）（以下「SPLM/A」という。）との間で、20年以上にわたり武力紛争が続いていた。

2002年1月、東部アフリカ諸国とアメリカ合衆国等の仲介により、紛争終結に向けた本格的な和平プロセスが開始され、同年7月には、スーダン政府及びSPLM/Aの間で、6年間の暫定移行期間の後、住民投票にてスーダン南部地域の帰属を決定すること及び同南部地域にはイスラーム法を適用しないことの二項目を柱とするマチャコス議定書への署名が行われ、その後も和平プロセスは進展し、「停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する枠組み合意」を始め「富の配分に関する議定書」、「アビエの帰属に関する議定書」、「恒久停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する技術合意」等への署名が行われた。2005年1月、上記のスーダン政府及びSPLM/Aの間の諸合意をまとめた「南北包括和平合意」が署名され、武力紛争は終結した。

国際連合安全保障理事会は、スーダン政府及びSPLM/Aの要請を受け、2005年3月に決議第1590号を採択し、南北包括和平合意の履行の支援、難民及び国内避難民の帰還の促進・調整等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（UNMIS）を設立し、現在も活動している。

南北包括和平合意の履行の一環として、2011年1月に南部スーダン

の独立の是非を問う住民投票の実施が予定されている。国際連合から我が国を含む国際社会に対して本件住民投票に係る監視について要請があり、我が国としても、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、スーダン住民投票監視国際平和協力隊を設置することとし、選挙分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意並びに武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意という点に関しては、現状においては、本件住民投票に係る国際的な選挙監視活動についてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られている。

2 スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

スーダン共和国

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成22年12月15日から平成23年3月31日までの間

(4) スーダン住民投票監視国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 15名

(イ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、このうち1

名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

スーダン住民投票監視国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに（１）に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

（５）関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、（１）に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をスーダン住民投票監視国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をスーダン住民投票監視国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、スーダン住民投票監視国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

（６）その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めると

きは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。